

令和7年集団指導

（介護予防）福祉用具貸与
特定（介護予防）福祉用具販売

◎運営基準にかかる指摘事項

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

福祉用具貸与計画について、利用者の同意および同意日が確認できない。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第199条の2第3項

③改善策

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要がある。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘内容

感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の開催が6月に1回以上義務付けられたが、開催の確認ができなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第203条6

③改善策

委員会は必ず6月に1回以上開催し、実施後には実施したことが客観的に見て分かるように記録を残すこと。

◎運営基準にかかる指摘事項

①指摘事項

虐待の発生又は、その再発を防止する委員会の開催が1年に1回以上義務付けられたが開催が確認できなかった。

②関係基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第37条の2

③改善策

虐待の発生又はその再発を防止する対策を検討する委員会の開催が1年に1回以上義務付けられているため、必ず開催し、実施後には実施したことが客観的に見て分かるように記録を残すこと。